

15.8.18

247番

15.8.18 15.8.18 15.8.18

障 第 6 0 0 号

平成 2 7 年 5 月 1 日

社会福祉法人
代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長

介護給付費等算定に係る届出（福祉・介護職員処遇改善加算）
について（通知）

このたび届出のあったこのことについては、下記のとおり受理しました。

- 1 事業所の名称
生活介護
- 2 事業者番号
32
- 3 算定開始年月日
平成 2 7 年 4 月 1 日
- 4 賃金改善実施期間
平成 2 7 年 7 月～平成 2 8 年 6 月
- 5 今回届出のあったサービス種類及び項目

種 類	生活介護
項 目	福祉・介護職員処遇改善加算（1）

（問合わせ先）

島根県 障がい福祉課

自立支援給付グループ

TEL:0852-22-5327

FAX:0852-22-6687

(文書通知の根拠)

平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

第一 届出手続の運用

1. 届出の受理

(2) 要件審査 要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くても概ね1月以内とすること(略)

(問題点)

根拠：島根県公文書管理規程(平成23年島根県訓令第6号)

(文書の種類)第7条(1) 一般文書

(公印の押印等)第25条 島根県公印規程(平成元年島根県訓令第4号)の規定により公印を押さなければならない。

1 発日付：平成27年5月1日

実收受日：平成27年8月17日

遡った日付(平成27年5月1日)により、受取人が法的な不利益を受けることとなった場合(時効の起点日等)、虚偽公文書作成等罪(156条)の適用もあり得る。

行政手続法違反は成立するので、本文書に基づく、処分又は行政指導の是正を求めることができる。

2 公印欠落

地方自治法上は、無効の文書(この文書内容は、相手先に法的な意味を持たない。)

一方、相手先は作成者が島根県であることが証明できれば、文書の記載内容は有効であることが民法上認められる。(收受後、第三者に確認を求めれば証明できる。)

文書主義(ぶんしょしゅぎ)とは、主に行政機関が、その意思決定に至る過程並びに事業の実績を合理的に跡付けを、後から検証することができるように、事務及び事業の内容を文書にする事。または文書にする事を定める義務。文書にすることを明文化または成文化という。

抽象的危険犯

文書偽造の罪は、文書に対する「信用を害する危険」を生じさせることにより成立しませ(抽象的危険犯)。

特定の人(文書の名義人・行使の相手方など)に具体的に損害を与えたり、損害の危険を生じさせることは必要ありません(大判明43・12・13)。

虚偽公文書作成等罪（156条）

「虚偽作成」（虚偽文書の作成）は、自分（または権限を与えられた他人）の名前で、真実に反する内容の文書を作成することをいいます。つまり、名義は正しいが（＝その名義で文章を作成する権限はあるが）、「内容」を偽る場合を意味します。このようなものを「無形偽造」といいます

日本の刑法は、「形式主義」を基本とし、原則として、作成名義の真正を害した文書の作成（有形偽造）を行った場合を処罰することとしています（155条・159条など）。

ただし、一定範囲の重要な文書（公文書・診断書等）については、内容の真実を害した文書の作成（無形偽造）を行った場合も処罰することとしており、そのかぎりにおいて「実質主義」を併用しているといえます（156条・160条など）。

（虚偽公文書作成等）

156条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したとき
有印公文書：1年以上10年以下の懲役
無印公文書：3年以下の懲役又は20万円以下の罰金

「虚偽公文書作成罪」は、公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書・図画を作成し、または、文書・図画を変造するという犯罪です。